

生命共済制度

災害保障特約付福祉団体定期保険
+静岡商工会議所独自の給付制度
(病気入院見舞金・事故(傷害)通院見舞金、結婚・20歳・出産祝金)

**ご留意
ください**

静岡商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済制度です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*災害保障特約付福祉団体定期保険



業務上・業務外を問わず
24時間保障

毎年収支計算し剰余金があれば
配当金も!

1年更新で医師の
診査なし

商工会議所独自の
給付制度も!

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

静岡商工会議所

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)および共同取扱会社にこれを提供します。
- ③アクサ生命および共同取扱会社(以下、「引受保険会社」という)は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用することがあります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主、共同取扱会社ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所および引受保険会社においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

加入者(被保険者)のみなさまへ

福祉団体定期保険は契約者…静岡商工会議所、被保険者…当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

掛金取扱金融機関 (金融機関名は2024年6月現在のものです)

静岡銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、清水銀行、スルガ銀行、島田掛川信用金庫、静岡中央銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行

福祉団体定期保険 2024年9月1日における引受保険会社および引受割合(2024年6月1日現在)

この保険契約は右記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務をおこないます。引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額・給付金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、引受保険会社および引受割合は将来、契約者(静岡商工会議所)の決定により変更することがあります。(保険期間中でも変更される場合があります。)	アクサ生命保険株式会社(事務幹事会社)(85.0%) 大樹生命保険株式会社(15.0%)
---	---

■このパンフレットは2024年6月1日時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]

静岡商工会議所

静岡事務所
〒420-0851 静岡市葵区黒金町20番地の8
TEL:054-253-5112

清水事務所
〒424-0821 静岡市清水区相生町6番17号
TEL:054-353-3401

[福祉団体定期保険引受保険会社 事務幹事会社]



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

[取扱店]

障害給付割合表

〔別表〕

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障害)	①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	⑨1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ⑩10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの ⑪1肢に第3級の⑭から⑯までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の⑭から⑯までまたは第4級の⑳から㉑までのいずれかの身体障害を生じたもの ⑫両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	⑬1眼の視力を全く永久に失ったもの ⑭1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑮1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑯1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの ⑰10足指を失ったもの ⑱脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	⑲両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの ⑳言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの ㉑中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの ㉒1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉓1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉔1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの ㉕1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ㉖1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの ㉗10足指の用を全く永久に失ったもの ㉘1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	㉙1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉚1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉛1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの ㉜1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの ㉝1足の5足指の用を全く永久に失ったもの ㉞両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの ㉟1耳の聴力を全く永久に失ったもの ㊱鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの ㊲脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	㊳1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊴1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊵1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの ㊶1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの ㊷1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの ㊸1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの ㊹1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

保険金・給付金をお支払いしない場合など

福祉団体定期保険について、次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

- 詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となった場合
- 契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを詐取る目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

●死亡保険金・高度障害保険金について

- ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき
- ②契約者・保険金受取人の故意によるとき
- ③契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき
- ④戦争その他の変乱によるとき
- ⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき

●災害保険金・障害給付金・入院給付金について

- ①契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき
- ②受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③加入者の犯罪行為によるとき
- ④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ⑤加入者の泥酔 状態を原因とする事故によるとき
- ⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑧地震、噴火、または津波によるとき
- ⑨戦争その他の変乱によるとき

(注)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

生命共済制度の取扱い

保険期間

保険期間は1年間(2024年9月1日～2025年8月31日)で、毎年自動的に更新されます。保険期間の途中で加入された方の保険期間は、その加入日から2025年8月31日までです。

加入資格・条件

1. 静岡商工会議所会員の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で2024年9月1日現在年齢が14歳6ヵ月を越え65歳6ヵ月までの方で加入(増額)することに同意した方が加入できます。更新される場合は、70歳6ヵ月まで継続いただけます。

・14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方は1口～15口まで加入できます。

・65歳6ヵ月を超えた方は、更新される場合に限り、5口限度で70歳6ヵ月まで継続加入できます。ただし、増額はできません。

※更新時に年齢が70歳6ヵ月超となる場合は更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。

2. 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限りです。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。

②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

*申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

3. 本制度への加入にあたっては、上記1・2の要件を満たす事業所単位の有資格者の方全員のご加入が必要となります。ただし、会員事業所の会社規程等、客観的な基準により、一定の範囲内の方全員のご加入とすることも可能です。

4. 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。

5. 入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをいただきました場合、万一入会できない場合は、本共済制度のご加入もできません。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み

この制度の掛金はすべて初回から預金口座より自動的に毎月22日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分を引き落としさせていただきます。掛金は、法人の場合は法人口座から、個人事業所の場合は個人事業主の口座から引き落としいたします。

・初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。

・ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入者票の発行

加入者に対しては、「福祉団体定期保険加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

1. 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続きをおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。

2. 保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了知を得て請求手続きをおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けられたとき、入院されたときは、加入者の了知を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものと取扱います。この場合、当生命共済制度からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当されてもその他の保険金・給付金および商工会議所独自の給付のお支払いはありません。

3. 見舞金・祝金の受取人は加入者(被保険者)または加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続きをおこなってください。

加入(増額)・脱退・変更の手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合や、金融機関口座の変更などがあった場合は、当商工会議所にご連絡ください。

なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

配当金

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。ただし、途中で脱退された方についての配当金はありません。

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1□	2□	3□	4□	5□	6□	7□	8□	9□	10□	11□	12□	13□	14□	15□
15歳～35歳	男性	324円	648円	972円	1,296円	1,620円	1,944円	2,268円	2,592円	2,916円	3,240円	3,410円	3,580円	3,750円	3,920円	4,090円
	女性	275円	550円	825円	1,100円	1,375円	1,650円	1,925円	2,200円	2,475円	2,750円	2,886円	3,022円	3,158円	3,294円	3,430円
36歳～40歳	男性	350円	700円	1,050円	1,400円	1,750円	2,100円	2,450円	2,800円	3,150円	3,500円	3,696円	3,892円	4,088円	4,284円	4,480円
	女性	316円	632円	948円	1,264円	1,580円	1,896円	2,212円	2,528円	2,844円	3,160円	3,337円	3,514円	3,691円	3,868円	4,045円
41歳～45歳	男性	393円	786円	1,179円	1,572円	1,965円	2,358円	2,751円	3,144円	3,537円	3,930円	4,169円	4,408円	4,647円	4,886円	5,125円
	女性	339円	678円	1,017円	1,356円	1,695円	2,034円	2,373円	2,712円	3,051円	3,390円	3,590円	3,790円	3,990円	4,190円	4,390円
46歳～50歳	男性	464円	928円	1,392円	1,856円	2,320円	2,784円	3,248円	3,712円	4,176円	4,640円	4,950円	5,260円	5,570円	5,880円	6,190円
	女性	391円	782円	1,173円	1,564円	1,955円	2,346円	2,737円	3,128円	3,519円	3,910円	4,162円	4,414円	4,666円	4,918円	5,170円
51歳～55歳	男性	571円	1,142円	1,713円	2,284円	2,855円	3,426円	3,997円	4,568円	5,139円	5,710円	6,127円	6,544円	6,961円	7,378円	7,795円
	女性	453円	906円	1,359円	1,812円	2,265円	2,718円	3,171円	3,624円	4,077円	4,530円	4,844円	5,158円	5,472円	5,786円	6,100円
56歳～60歳	男性	723円	1,446円	2,169円	2,892円	3,615円	4,338円	5,061円	5,784円	6,507円	7,230円	7,799円	8,368円	8,937円	9,506円	10,075円
	女性	517円	1,034円	1,551円	2,068円	2,585円	3,102円	3,619円	4,136円	4,653円	5,170円	5,548円	5,926円	6,304円	6,682円	7,060円
61歳～65歳	男性	985円	1,970円	2,955円	3,940円	4,925円	5,910円	6,895円	7,880円	8,865円	9,850円	10,681円	11,512円	12,343円	13,174円	14,005円
	女性	616円	1,232円	1,848円	2,464円	3,080円	3,696円	4,312円	4,928円	5,544円	6,160円	6,637円	7,114円	7,591円	8,068円	8,545円
66歳～70歳 (更新継続のみ)	男性	1,350円	2,700円	4,050円	5,400円	6,750円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	756円	1,512円	2,268円	3,024円	3,780円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*掛金は、加入または更新される年の9月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

*保険年齢とは、加入または更新される年の9月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。)

*掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

*66歳～70歳の掛金は更新継続されるときは掛金です。65歳6ヵ月を超える方は新規加入および増口はできません。

税法上のお取り扱い

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。

(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは2024年6月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

生命共済制度の内容

保障内容 (災害保障特約付福祉団体定期保険)

お支払事由		□数	1□	2□	3□	4□	5□	6□	7□	8□	9□	10□	11□	12□	13□	14□	15□
不慮の事故*により	死亡されたとき ＜死亡保険金+災害保険金＞		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円	2,100万円	2,200万円	2,300万円	2,400万円	2,500万円
	所定の高度障害状態(別表第1級)のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金+障害給付金(10割)＞		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円	2,100万円	2,200万円	2,300万円	2,400万円	2,500万円
	所定の身体障害状態(別表第2級～第6級)になられたとき ＜障害給付金＞		70万円～10万円	140万円～20万円	210万円～30万円	280万円～40万円	350万円～50万円	420万円～60万円	490万円～70万円	560万円～80万円	630万円～90万円	700万円～100万円	700万円～100万円	700万円～100万円	700万円～100万円	700万円～100万円	700万円～100万円
	5日以上入院されたとき(同一事故による入院は通算120日限度(注)) ＜入院給付金＞1日につき		1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
*以外により	死亡または加入日以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態(別表第1級)のいずれかになられたとき ＜死亡保険金・高度障害保険金＞		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円

(注)更新前の入院日数を含みます。

- ・保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。
- ・災害保険金、障害給付金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。
- ・災害保険金は加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡された場合にもお支払いします。
- ・障害給付金は(別表)障害給付割合表に定めるいずれかの身体障害に該当された場合に所定の給付割合でお支払いします。(通算10割限度)

見舞金・祝金・補助制度の内容

(単位：円)

給付内容	□数	1□	2□	3□	4□	5□	6□	7□	8□	9□	10□	11□	12□	13□	14□	15□
病气入院見舞金		2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000
事故(傷害)通院見舞金		2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000
結婚祝金		2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000
20歳祝金		2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000
出産祝金		2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000

健康診断補助券	生命共済にご加入の方は1人当たり2,000円割引(定期健診・生活習慣病・人間ドック等) ※簡易健診・協会けんぽ一般健診・付加健診の場合は、1,000円
---------	---

見舞金制度

- 病气入院見舞金…病気の治療を目的として5日以上入院をされた方
- 事故(傷害)通院見舞金…不慮の事故による実通院が5日以上の方

祝金制度

- 結婚祝金…結婚された方
- 20歳祝金…20歳になられた方
- 出産祝金…出産された方
加入者本人または配偶者

補助制度

- 健康診断補助…法定健診を受診(申込)される方

給付条件

- ①見舞金・祝金の給付は6か月以上の継続加入を必要とし、支払事由の発生した日の主契約の口数を基準とします。
- ②病气入院見舞金は、病気の治療を目的として5日以上入院をされた場合に対してお支払いします。ただし、同一の病气治療を目的とした2回目以降の入院に対しては支給されません。
- ③事故(傷害)通院見舞金は、事故(傷害)発生日から30日以内に通院を開始し、同一事故により5日以上の実通院治療をされた場合に対してお支払いします。ただし、主契約において同一事故(傷害)により入院給付金を受けた場合は支給されません。
- ④見舞金・祝金は支払事由の発生した日から3年以内の申請に限りです。
- ⑤健康診断補助券の支給は指定された健診会場(静岡市静岡医師会健診センターMEDIO、静岡市清水医師会健診センターのいずれか)で、当所指定の健診コースを受診する場合に限りです。年1回を上限として、健診申込時に事業者ごとの受診者数に応じて補助券を支給します。

添付書類

- ①見舞金…診断書・診察券・領収書またはそのコピー
- ②結婚祝金…婚姻届受理証明書または写し(戸籍謄本又は抄本の写しでも可)、または結婚がわかる書類
- ③20歳祝金…運転免許証・健康保険証・その他身分証明書で生年月日のわかる書類(写し可)のいずれか1つ
- ④出産祝金…母子健康手帳(出生届出済証明掲載頁)・出生届受理証明書・出生届出後の同居家族全員の住民票あるいは戸籍謄本(写し可)のいずれか1つ
- ⑤健康診断補助…健康診断補助券 発行依頼書(「健康診断のご案内」表紙の下部分)

※静岡商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

※(別表)下に記載の「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取扱いします。

※詳細は、「見舞金・祝金給付制度に関する規定」にてご確認ください。